

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会
山梨県準備委員会 総会から常任委員会への委任事項

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国パラスポーツ大会山梨県準備委員会会則（以下「会則」という。）第 1 1 条第 4 項第 5 号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会の開催に関する方針（会則第 1 1 条第 4 項第 1 号を除く。）及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 開・閉会式会場に関すること
- 4 県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担に関すること
- 5 競技施設及び用具等の整備計画に関すること
- 6 総務企画及び運営に関すること
- 7 競技の企画及び運営に関すること
- 8 大会実施競技に関すること
- 9 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 1 0 広報及び県民運動に関すること
- 1 1 宿泊及び衛生に関すること
- 1 2 輸送及び交通に関すること
- 1 3 式典の企画及び運営に関すること
- 1 4 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 1 5 その他開催準備に関すること